

窓口受付時間を延長しています

市民の皆さんが利用しやすい窓口づくりを目指して、市役所の窓口の受付時間を延長しています。
延長している課で、取り扱いができる業務は、次の通りです。



○延長している課

会計課・市民生活課・税務課
○延長している曜日・時間

毎週火・木曜日の午後6時30分まで（土・日・祝日・年末年始は除く）
※月・水・金曜日は、午後5時15分までです。

会計課

☎内線101

松浦市が発行した納付書（督促状含む）での納付ができます。

※国民年金や自動車税（県税）など、松浦市の収入金でないものの納付はできません。

【納付できるもの】

市税 など	市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税
保険料 など	介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料
使用料 など	公営住宅使用料、給水使用料、下水道使用料、市の施設使用料

市民生活課

☎内線144

住民票・印鑑登録および証明書の交付を行います。

住民票

本人・同一世帯員でない代理の人は、委任状が必要です。また、本人確認のため、運転免許証・住基カードなどの官公署が発行した顔写真付本人確認書類。もしくは、健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、年金手帳、年金証書などのうち2種類以上を持参してください。

印鑑登録

〔本人が登録を行う場合〕

運転免許証・住基カードなどの官公署が発行した顔写真付本人確認書類と登録する印鑑を持参してください。

〔代理人が登録を行う場合〕

事前に市民生活課および支所の窓口で「代理権授与通知書」を取り寄せていただき、本人が記入された上でご持参ください。

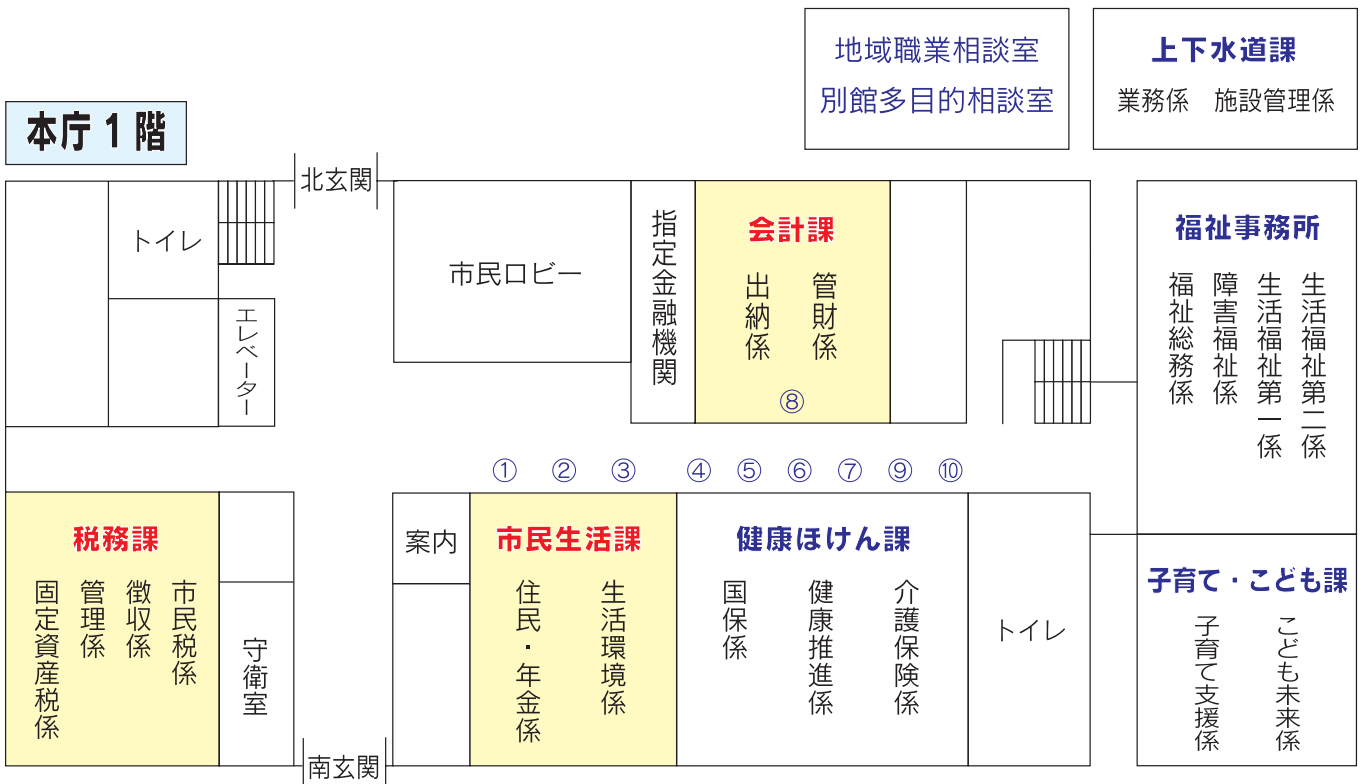
その後審査の上、郵送による本人確認を行いますので、登録まで数日かかります。

※代理人の場合、当日の登録はできませんのでご注意ください。

印鑑登録証明書

印鑑登録証を持参してください。

市役所案内図



【証明書の交付や公簿の閲覧を申請できる人】

- ①所有者、課税されている人
- ②共有者
- ③同一世帯の人
- ④相続人
- ⑤上記①の委任を受けた人
(委任状が必要)

※字図、土地台帳、家屋台帳は誰でも閲覧できます。

家屋台帳の閲覧	土地台帳の閲覧	字図の閲覧・交付	名寄帳の閲覧・交付	課税台帳登録証明	住宅用家屋証明	公課証明	評価証明	課税証明	完納証明	納税証明	所得証明
交付・閲覧できるもの 必要なもの ・印鑑（委任状） ・窓口に来た人（または代理人）の本人確認ができるもの（住民票の交付に必要なものと同じもの）											

税務課 ☎内線 1133

次のものの交付・閲覧の申請ができます。

ご存じですか？

電話予約で諸証明を取るができます

電話で予約をすると、通常の窓口の受付時間以降に、次の証明書を取ることができます。



○交付できる証明書 〈市民生活課〉

- ・住民票
- ・印鑑登録証明書
- 〈税務課〉
- ・市税に係る税務証明書
- ・所得証明書
- ・納税証明書 など

○電話予約時間

月～金曜日
(土・日・祝日を除く)

午前8時30分～午後4時30分

○交付する時間

当日の午後6時30分まで

※申請手続きに必要なものは、予約の際に担当課に尋ねてください。